

SDGs, レジリエント・シティ推進事業 委託業務 仕様書

1 委託業務名

SDGs, レジリエント・シティ推進事業 委託業務

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託事業者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託業務契約の締結時には、受託事業者の提案を踏まえ変更する場合がある。

3 委託業務の目的

京都市では、自然災害や人口減少をはじめとする様々な危機に対し、粘り強くしなやかに対応し、将来にわたって人々がいきいきとくらせる、魅力と活気に満ちた都市（＝レジリエント・シティ）の実現に向け、平成31年3月に「京都市レジリエンス戦略」を策定し、レジリエント・シティの実現に向けた取組を進めている。

また、国連の「誰ひとり取り残さない」を理念としたSDGs（持続可能な開発目標）は、様々な危機を克服し、「持続可能な社会の実現」を追求するという方向性において重なり合うため、本市ではこれらを一体的に取り組んでいる。

本業務は、「SDGs」及び「レジリエント・シティ」について、市民がその言葉の意味を理解し、SDGsの達成及びレジリエント・シティの実現につながる取組について、より実践・行動的に取り組めるように、市民、企業における認知度の向上や既に一定の知識がある方に向けた学びの場の創出、多様な関係者の交流を行うこと（以下、「SDGsの周知・啓発等」という。）を目的に「SDGs・レジリエンス フォーラム2020」の開催及びワークショップを実施するものである。

なお、周知・啓発事業の実施に当たっては、次代を担う若者をはじめとする、幅広い方々に知っていただけるよう、分かりやすく、興味を引く内容とする。

4 委託業務の内容

（1）**フォーラムの運営**

フォーラムの開催に係る全ての業務（WEB等でイベントを周知するための広報データの制作及び広報業務、参加希望者の対応（参加者用WEBアドレスの周知等）、ウェビナーの実施、アンケートの集計等）

ア 仕様

【盛り込む内容】

SDGsの周知・啓発等のため、有識者等から最新の研究や取組事例等を学ぶ次の概要のフォーラムを開催する。

フォーラムの流れ（案）

日 時 令和2年12月～令和3年1月頃の土・日・祝日開催とする。

13：30～15：30（想定時間）【受託事業者選定後に日程調整】

手 法 WEB会議システム及びYouTubeを利用

（三密を避けるため、会場に人を集めない。）

定 員 500人以下（テレビ会議システムが安定的に実施できる範囲の人数）

参加費 無料（参加希望を受付し、多数の場合は抽選）

主 催 京都市（総合企画局総合政策室SDGs・市民協働推進担当）

実施内容

- ・フォーラム名称は、「令和2年度 SDGs・レジリエンス フォーラム」
- ・「SDGs・レジリエンス」に関する基調講演を行う。
- ・「基調講演の登壇者とモデレーターによる対談（その他代表者2名による質疑応答を含む）」を実施する。

※ 基調講演及び対談に係る登壇者、モデレーター、質問者、テーマ、内容等のフォーラムの概要は本市が調整し、受注者に伝達予定。

- ・手話通訳を用意する。（画面の一部に手話通訳者を映し出すことなどを想定）

※ 募集の時点で、手話通訳が必要な方が観覧されるか確認し、希望者がいないうようであれば、手配しないこととする。

プログラム（案）

開会（趣旨説明） 13：30～13：35（5分）

開会あいさつ（市長ビデオメッセージ） 13：35～13：40（5分）

基調講演 13：40～14：25（45分）

休憩 14：25～14：30（5分）

対談（代表者2名による質疑含む） 14：30～15：30（60分）

閉会 15：30

イ 委託業務

- ・イベントの広報データ（チラシの仕様のデータ）作成及び広報業務
 - ※ 効果的な広報をお願いしたい。
 - ※ 作成したチラシのデータを本市に提供し、広報に使用予定。
 - ※ 受託事業者によるチラシの印刷は想定していない。
- ・参加希望者の対応（参加者用WEBアドレスの周知や参加管理等）
- ・ウェビナーの実施・運営管理
- ・アンケート（WEB上）の集計
- ・フォーラムに関するレポートを作成（イベントの模様、基調講演及び対談（代表者2名による質疑を含む）に係る摘録（テープ起こし）を含める。データでも要提供）
- ・手話通訳の費用の支払（参加は事前申込制とし、手話通訳が必要な方がおられる場合に実施する。なお、手話通訳の手配は本市が実施するが、費用は委託料に80,000円を含めておくこと。）
- ・基調講演及び対談の会場（発信する会場）は本市が確保済（講義室及び控室）。受託事業者は、会場使用料30,000円を支払うこと。（会場使用料は、本委託料に含めておくこと。）

ウ 留意点

フォーラムの開催について

- ・基調講演及び対談を実施するが、基調講演者及び対談者、代表質問者2名の選定及び条件交渉は、本市が実施し、各テーマも含めて、受託事業者に伝える（基調講演者及び対談者、代表質問者2名に係る報酬は、受託事業者が支払うため、200,000円は委託料に含めておくこと。）
- ・その他、WEBによる配信に関して、必要な事前調整、場所や人材、機材等を受託事業者が用意すること。

エ 打合せ回数

フォーラム開催関連 ※他の委託業務分と同時打合せも可

企画案作成時 2回以上

開催準備 3回以上

(2) **ワークショップの運営**

ワークショップの開催に係る全ての業務（WEB等でイベントを周知するための広報データの制作及び広報業務、参加希望者の対応（参加者用WEBアドレスの周知や参加管理等）、ワークショップの実施、WEB上の交流会の実施、アンケートの集計等）

ア 仕様

【盛り込む内容】

SDGsの周知・啓発等のため、京都の持続可能な建物や文化の事例を見聴きし、交流することでSDGsの考え方を学ぶ、次の概要のワークショップを開催する。

ワークショップの流れ（案）

日 時 令和2年11月～12月頃 13：30～16：00（想定時間）

土・日・祝日開催とする。 【受託事業者選定後に日程調整】

手 法 WEB会議システムを利用（三密を避けるため、会場に人を集めない。）

定 員 50人程度

参加費 無料（参加希望を受付し、多数の場合は抽選）

主 催 京都市（総合企画局総合政策室SDGs・市民協働推進担当）

実施内容

・ワークショップ名称は、「SDGs・レジリエンス ワークショップ」

・京都の町家を舞台に、持続可能な文化、建築等について学ぶワークショップとする。

・想定としては、以下のとおり。

1 町家の見学（WEB会議システム等で生配信）

（家主とコーディネーターが対話する方法を想定し、参加者全員で傍聴）

2 参加者が5～6人に分かれて、情報共有

3 参加者全員で情報共有

（ファシリテーショングラフィックにより可視化）

・ワークショップ後、希望者によるWEB上の交流会を実施。

プログラム（案）

開会（趣旨説明） 13：30～13：35（5分）

町家バーチャル見学 13：35～14：15（40分）

（家主とコーディネーターが案内）

休憩 14：15～14：25（10分）

家主とコーディネーターによる対談 14：25～15：10（45分）

参加者が班に分かれてグループワーク 15：10～15：25（15分）

参加者全員で情報共有 15：25～15：35（10分）

ファシリテーショングラフィック 15：35～15：40（5分）

まとめ 15：40～15：45（5分）

閉会 15：45

交流会（希望者のみ） 15：45～16：00（15分）

イ 委託業務

- ・イベントの広報データ（チラシの仕様のデータ）作成及び広報業務
 - ※ 効果的な広報をお願いしたい。
 - ※ 作成したチラシのデータを本市に提供し、広報に使用予定。
 - ※ 受託事業者によるチラシの印刷は想定していない。
- ・参加希望者の対応（参加者用WEBアドレスの周知）や集計
- ・ワークショップの実施・運行管理
- ・アンケート（WEB上）の集計
- ・ワークショップに関するレポートを作成（イベントの模様、ワークショップ内容の摘録（テープ起こし）を含める。データでも要提供）

ウ 留意点

ワークショップの開催について

- ・WEB会議システム等を利用したワークショップを実施するが、出演者の選定及び条件交渉は、本市が実施し、各テーマも含めて、受託事業者に伝える。
(町家の使用料及び出演料は、受託事業者が支払うため、200,000円は本委託料に含めておくこと)。
- ・その他、WEBによる配信に関して、必要な事前調整、場所や人材、機材等を受託事業者が用意すること。

エ 打合せ回数

フォーラム開催関連 ※他の委託業務分と同時打合せも可

企画案作成時 2回以上

開催準備 2回以上

5 提供可能資料等

- ・京都市レジリエンス戦略（日本語版、英語版）
- ・京都市のSDGsの取組に関する資料
- ・その他、委託業務を実施するために必要な材料等

6 納品先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市 総合企画局 総合政策室 SDGs・レジリエンス戦略担当（荒木、藤川）

TEL：075-222-3379

7 留意事項

- (1) 業務の円滑な遂行のため、受託事業者は、京都市の求めに応じて、業務の進捗状況を報告しなければならない。
- (2) 本委託業務において第三者の著作物を使用する場合は、受託事業者で責任を持って対応すること。
- (3) 本委託業務で生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）等の知的財産は、全て京都市に帰属するものとする。
- (4) 受託事業者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他のために転用してはならない。
- (5) 各業務における詳細や、本仕様書に記載のない事項、また仕様書に疑義が生じた場合は、京都市の指示に従うものとする。